

大山町議会のインターネット配信に関する要綱

平成25年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町議会(以下「議会」という。)を広く町民に公開し、より開かれた議会の推進するために行う議会のインターネット配信を用いた通信サービスに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ライブ中継 開催中の会議を生中継により庁舎内に設置したパーソナルコンピュータを用い放映することを言う。
- (2) 録画配信 ライブ中継した映像(音声を含む。以下同じ。)のデータを記録し、後日インターネットを利用して公開することをいう。

(議会中継等の実施)

第3条 ライブ中継及び録画配信(以下「議会中継等」という。)を行う会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第1項に規定する定例会及び臨時会とする。ただし、議長が必要と認めたときは、その他会議についても議会中継等を行うことができる。

2 録画配信の期間は、当該会議が終了した日からおおむね2年とする。

(議会中継等の内容)

第4条 議会中継等は、原則として会議の開会から閉会までとする。

2 録画配信を行う場合であって、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、当該該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。

- (1) 議長が取消しを求めた発言
- (2) 大山町議会会議規則(平成17年大山町議会規則第1号)第64条の規定により取り消された発言
- (3) 休憩中の映像

3 録画配信については、インターネット上で閲覧しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認められた場合は、編集することができるものとする。

(所有権)

第5条 録画配信したデータの所有権は、議会に帰属する。

(庶務)

第6条 議会中継等の庶務は、議会事務局において処理するが、放映及び公開に関する業務は、関係部署が相互協力し行なう。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議会中継等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。